

次期愛知県自殺対策推進計画の策定について

1 計画策定の経緯等

○これまでの策定状況について

- ・2008年3月（計画期間：2007年度～2012年度）策定
- ・2013年3月（計画期間：2013年度～2016年度）策定
- ・2018年3月（計画期間：2018年度～2022年度）策定

○次期計画について

本県の自殺者数は、1998年以降、毎年1,500人～1,600人の水準で推移していたが、2014年以降は減少傾向となり、2019年には、1,062人となった。しかしながら、**新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会経済情勢等の影響からか、2020年には自殺者が増加に転じ、2020年は前年から110人増の1,172人、2021年は更に16人増の1,188人となった。**

こうした状況を踏まえ、本県の自殺対策を引き続き、総合的かつ効果的に推進するため、新たに「**第4期愛知県自殺対策推進計画**」（仮称）（計画期間：2023年度～2027年度）を策定する。

2 新計画の性格、計画期間等

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 計画の名称 | 第4期愛知県自殺対策推進計画（仮称） |
| (2) 計画の性格 | 自殺対策基本法第13条に基づいて策定する都道府県計画 |
| (3) 計画の期間 | 2023年度から2027年度までの5年間 |

3 次期計画の検討体制について

○ 愛知県自殺対策推進協議会

自殺対策の取組みの方向性、計画の策定・推進等に関して協議を行うため、2007年に設置。有識者、関係団体代表者等22名で構成。

○ 愛知県自殺対策推進計画策定ワーキンググループ

次期計画の策定を行う必要があるため、計画案の作成に向けた検討を行うことを目的として、今年度設置。

4 計画策定の進め方について（予定）

日 程	内 容
2022年 7月13日	<u>2022年度 第1回自殺対策推進協議会の開催</u> ・第4期愛知県自殺対策推進計画（仮称）策定スケジュール及び検討体制について
7月下旬	【国】「『自殺総合対策大綱』の見直し素案」に対するパブリックコメント実施
8月	第1回ワーキンググループの開催 ・次期計画の基本理念、基本目標、体系案等について検討
8月	国の「『自殺総合対策大綱』の見直し素案」を基本とした、次期計画の取組内容の見直し（幹事課等へ文書により照会）
夏以降	【国】新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定
9月	<u>2022年度 第2回自殺対策推進協議会の開催</u> ・第1回ワーキンググループでの検討状況について報告 ・次期計画の骨子（案）についての検討
11月	第2回ワーキンググループの開催 ・計画素案についての検討
2023年 1月	<u>2022年度 第3回自殺対策推進協議会の開催</u> ・計画素案についての検討
2月～3月	パブリックコメントの実施
5月	<u>2023年度 第1回自殺対策推進協議会の開催</u> ・パブリックコメントの結果について報告 ・計画案について了承
6月	・愛知県自殺対策推進本部会議の開催 ・計画の公表

* 次期計画の計画期間は2023年度から2027年度とするが、国の新たな「自殺総合対策大綱」は2022年夏以降に策定予定とされており、次期計画はその内容を十分踏まえたものとするため、2023（令和5）年6月をめどに公表する。
なお、国の策定期間によっては、上記スケジュールの変更も検討する。